

下線は変更部分

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>【ソフトバンクカードお申し込みにあたっての ご注意】</p> <p>(記載省略)</p> <p>ソフトバンクカード会員規約</p> <p>【総則】</p> <p>第1条 (記載省略)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>(1)～(25) (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【ソフトバンクカードお申し込みにあたっての ご注意】</p> <p>(現行どおり)</p> <p>ソフトバンクカード会員規約</p> <p>【総則】</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>(1)～(25) (現行どおり)</p> <p><u>(26)「バーチャルカード」とは、会員サイト等当 社所定の方法で、カード番号等の情報（以 下「カード情報」といいます）を閲覧でき、 当該カード情報によって、会員が加盟店の 運営するインターネットサイト等でカード 決済ができるものをいいます。</u></p> <p><u>(27)「リアルカード」とは、加盟店で商品等の購 入時に提示し、伝票等にカード裏面にあら かじめ記載した署名と同一の署名を行う方 法または暗証番号を加盟店が設置する機器 に入力する方法などでカード決済ができる 磁気カードをいいます。</u></p> <p><u>(28)「本カード」とは、バーチャルカードとリア ルカードの総称をいいます。</u></p> <p><u>(29)「会員サイト」とは、ソフトバンクカード会 員専用 Web サイトをいいます。</u></p> <p><u>(30)「会員アプリ」とは、当社が提供するソフト バンクカード会員専用会員アプリをいいま す。</u></p> <p><u>(31)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用</u></p>	<p>バーチャル カードサー ビス提供開 始のため</p> <p>バーチャル カードサー ビスの提供 開始に伴い、 リアルカー ドを別途定 義</p> <p>リアルカー ドとバーチ ャルカード を分けたた め新たに定 義</p> <p>会員 WB サイ ト同意条項 を会員規約 に統合した ため</p> <p>会員アプリ 規約を会員 規約に統合 したため</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>第3条～第4条 (記載省略)</p> <p>第5条 (手数料) 1～3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6条 (カード利用前の手続き) 1. 会員は、本カードの受領後ただちに、本カード裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第7条 (安全管理) 会員は、本カードを善良な管理者の注意をもって保管し、かつ暗証番号その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</p> <p>第8条 (暗証番号) 1. (記載省略)</p> <p>2. 会員は、暗証番号を記入したメモ等を本カードと一緒に保存するなど、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしないものとします。</p> <p>3～6. (記載省略)</p> <p>第9条～第12条 (記載省略)</p> <p>第13条 (本カードの有効期間、新カードの発行)</p>	<p><u>新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得しまたは登録等を出願する権利、その他のノウハウおよび技術情報等をいいます。</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (手数料) 1～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、第1項に定める手数料のうち本カードの発行手数料について、その支払方法がソフトバンク対象契約の通信料と合算する方法による場合、当社が会員に対して有する発行手数料についての債権をソフトバンクに譲渡するものとし、会員はこれに承諾するものとします。</u></p> <p>第6条 (カード利用前の手続き) 1. 会員は、<u>リアルカード</u>の受領後ただちに、<u>リアルカード</u>裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第7条 (安全管理) 会員は、本カード (<u>バーチャルカードとして利用する端末を含むものとし、以下「本カード等」といいます</u>) を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ暗証番号その他の本カード等に関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。</p> <p>第8条 (暗証番号) 1. (現行どおり)</p> <p>2. 会員は、暗証番号を記入したメモ等を <u>本カード等</u>と一緒に保存するなど、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしないものとします。</p> <p>3～6. (現行どおり)</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (本カードの有効期間、<u>更新カード</u>の発</p>	<p>同上</p> <p>手数料支払方法として通信料合算を追加し、当該支払方法による場合、ソフトバンク社への債権譲渡を行うため新設</p> <p>定義の変更に伴い字句の修正</p> <p>バーチャルカードサービス提供開始に伴い、端末の安全管理も必要なため新設</p> <p>上記定義の新設にも都内追記</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>1. 本カードの有効期間は、カードの発行日からカード券面に印字された期日（以下「券面印字日」といいます）までとし、券面印字日を過ぎた場合、カード利用はできません。</p> <p>2. 紛失、破損、券面印字日超過その他により本カードを使用できなくなった場合（以下、使用できなくなったカードを「旧カード」といいます）、会員は当社が定める方法により、新しいカード（以下、「新カード」といいます）の発行を受けることができます。なお、新カード発行にあたっては当社所定の審査を行い、場合により新カードを発行しないことがあります。</p> <p>3. 新カードが発行されたさいの旧カードの取り扱いは、次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>会員は、新カードの再発行処理がされた時点で、旧カードの券面印字日が未到来であっても旧カードでのカード利用できなくなります。</u></p> <p>(2) <u>新カードが再製発行された場合は、旧カードが利用できる状態であればカード利用できます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>行)</p> <p>1. 本カードの有効期間は、<u>本カードの発行日からカード券面に印字された期日、またはバーチャルカードに記載された期日（以下「有効期限」といいます）までとし、有効期限を過ぎた場合、カード利用をすることができないものとし</u>ます。</p> <p>2. 当社は、<u>有効期限の満了に際して、新しい有効期限を付したカード（以下「更新カード」といいます）をバーチャルカードで発行するものとし</u>ます。なお、<u>有効期限が切れる前に存在していた利用可能残高は、更新カード発行後も維持されるものとし</u>ます。</p> <p>3. <u>会員は、更新カードの発行にあたりリアルカードの発行を希望する場合は当社所定の方法によるお申し込みが必要となります。なお、リアルカードの発行には、会員は当社に対して所定の手数料を支払うものとし、支払方法は第5条第2項のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p>4. <u>前項の規定に関わらず、当社所定の条件により、当社はリアルカード発行に係る手数料を徴収しない場合がございます。</u></p> <p>5. <u>更新カードが発行された際の有効期限が満了する本カードの取り扱いは、次のとおりと</u>します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>更新カードが発行された場合、有効期限が満了する本カードが利用できる状態であれば有効期限まではカード利用をすることができま</u>す。 </p>	<p>バーチャルカードサービス提供開始のため追記</p> <p>バーチャルカードサービス開始に伴う有効期限更新時の対応を新設。紛失時等の対応は別途規定</p> <p>バーチャルカードサービス開始に伴うリアルカードの発行方法を新設</p> <p>第5項に移行のため削除</p> <p>再製発行については、別途規定</p> <p>リアルカード発行時の手数料を無償とする場合があるので新設</p> <p>旧第3項の規定を移行</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>第 14 条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (情報提供、配信停止)</p> <p>1. <u>本カードの申込時に、特定電子メール配信同意(兼 金融商品勧誘の同意)を取得している会員については、当社の判断により、会員が登録・変更した携帯メール(SMS)または電子メールアドレス等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだSMS/メール/Push 通知(その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ。)を送信することがあります。なお、特定電子メール配信同意(兼 金融商品勧誘の同意)を行った会員が配信停止を希望される場合は、会員ご自身で当社が別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。</u></p> <p>2. <u>前項の定めに関わらず、当社は、サービス提供上必要な内容を含む SMS/メール/Push 通知については全ての会員に送信できるものとします。</u></p> <p>3. <u>会員サイトの利用および会員規約に基づく会員に対する通知は、当社に登録されている SMS/メールアドレスに宛てて諸通知の情報を送信した時をもって到達したものとします。</u></p>	<p>会員 WB サイト同意条項および会員アプリ規約統合に伴い、当該同意条項にあった条項を移行したため</p>
<p>第 15 条～第 16 条 (記載省略)</p> <p>第 17 条 (利用停止措置)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) 第 28 条第 2 項に基づく承諾を撤回した場合</p> <p>(8)～(13) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) (記載省略)</p> <p>2～3. (記載省略)</p>	<p>第 16 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (利用停止措置)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 第 29 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合</p> <p>(8)～(13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>最後に利用可能残高が変動した日から、2 年間経過した場合。ただし、資金移動サービスをご利用の会員は最後にご利用可能残高が変動した日から、10 年間経過した場合</u></p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>2～3. (現行どおり)</p>	<p>条数繰下げ</p> <p>条数繰下げ</p> <p>条数繰下げに伴う修正</p> <p>資格喪失事由の新設</p>
<p>第 18 条 (盗難・紛失・不正利用時の対応)</p> <p>1. 会員は、紛失もしくは盗難により本カードが手元にないことに気づいた場合、不正使用の</p>	<p>第 19 条 (盗難・紛失・不正利用時の対応)</p> <p>1. 会員は、紛失もしくは盗難により本カード等が手元にないことに気づいた場合、不正使用</p>	<p>号数繰下げ</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>可能性がある場合、または暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで会員に生じた損害については会員自身の負担とします。なお、会員から連絡がされた場合でも、紛失または盗難による場合は次項の規定を適用します。</p>	<p>の可能性がある場合、または暗証番号その他の本カード等に関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで会員に生じた損害については会員自身の負担とします。なお、会員から連絡がされた場合でも、紛失または盗難による場合は次項の規定を適用します。</p>	<p>条数繰下げ 定義の変更 に伴う字句 の修正</p>
<p>2. <u>本カード</u>の紛失、盗難もしくは第三者による不正使用により第三者に本カードを利用された場合、当該利用金額は、会員の負担とします。ただし、会員に故意または重大な過失がなく、<u>本カード</u>の偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。</p>	<p>2. <u>本カード等</u>の紛失、盗難もしくは第三者による不正使用により第三者に本カードを利用された場合、当該利用金額は、会員の負担とします。ただし、会員に故意または重大な過失がなく、<u>本カード等</u>の偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。</p>	<p>同上</p>
<p>3. 当社が本カードの盗難、紛失もしくは第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、会員への事前の通知または催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。</p>	<p>3. 当社が<u>本カード等</u>の盗難、紛失もしくは第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、会員への事前の通知または催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。</p>	<p>同上</p>
<p>4. (記載省略)</p>	<p>4. (現行どおり)</p>	
<p>5. 会員が、盗難その他の事由により<u>本カード</u>を紛失した場合、または会員の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合またはそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、会員に対して新カードを再発行し、旧カードから新カードに利用可能残高の移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの利用可能残高は消滅し、旧カードのカード利用はできなくなるものとします。</p>	<p>5. 会員が、盗難その他の事由により<u>本カード等</u>を紛失した場合、または会員の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合またはそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、会員に対して新カードを再発行し、<u>利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u></p>	<p>同上</p>
<p>(新設)</p>	<p>6. <u>会員は新カードの再発行処理がされた時点で、旧カードの有効期限が未到来であっても旧カードでのカード利用はできなくなるものとします。</u></p>	<p>同上</p>
<p>第19条 (汚損等による再製発行) カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを</p>	<p>第20条 (汚損等による再製発行) 1. カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定</p>	<p>第13条に遭った規定を移行 条数繰下げ</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを再製発行し、旧カードから新カードに利用可能残高を移行させます。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードのカード利用はできません。なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、利用可能残高の移行を認めない場合があります。</p>	<p>の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを再製発行し、<u>利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u>なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、利用可能残高の<u>維持</u>を認めない場合があります。</p>	<p>実態に合わせて表現を修正</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>会員は新カードの再製発行処理がされた時点で、旧カードの有効期限が未到来であっても旧カードでのカード利用はできなくなるものとします。</u></p>	<p>第 13 条に遡った規定を移行</p>
<p>第 20 条 (記載省略)</p> <p>【プリペイドカードサービス】</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>【プリペイドカードサービス】</p>	<p>条数繰下げ</p>
<p>第 21 条 (記載省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>	<p>条数繰下げ</p>
<p>第 22 条 (プリペイドカードサービスの利用可能限度額)</p> <p>1. 当社は、プリペイドカードサービスにおけるプリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額 (以下総称して「限度額」といいます。)を設定します。</p>	<p>第 23 条 (プリペイドカードサービスの利用可能限度額)</p> <p>1. 当社は、プリペイドカードサービスにおけるプリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額 (以下総称して「限度額」といいます。)を設定します。<u>なお当社は、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合がございます。</u></p>	<p>条数繰下げ</p> <p>会員保護のため利用状況に応じ限度額を制限する場合がありますため新設</p>
<p>(1)～(5) (記載省略)</p>	<p>(1)～(5) (現行どおり)</p>	<p></p>
<p>2. (記載省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>	<p></p>
<p>3. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 29 条第 1 項第 1 号に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しく当社のホームページをご確認ください。</p>	<p>3. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 30 条第 1 項第 1 号に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しく当社のホームページをご確認ください。</p>	<p>条数繰下げに伴う修正</p>
<p>第 23 条～第 26 条 (記載省略)</p>	<p>第 24 条～第 26 条 (現行どおり)</p>	<p>条数繰下げ</p>
<p>第 26 条 (資金移動サービス)</p> <p>1.～6. (記載省略)</p> <p>7. 当社は、資金決済法第 43 条で定められた履行保証金を東京法務局に供託することにより、会員の現金バリューについて、資金決済法に基づく保全措置を講じております。会員の現</p>	<p>第 27 条 (資金移動サービス)</p> <p>1.～6. (現行どおり)</p> <p>7. 当社は、資金決済法第 43 条で定められた履行保証金を東京法務局に供託し、<u>また株式会社みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結することにより、会員の現金バリューにつ</u></p>	<p>資産保全方法として、履行保証金保</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>金バリューは、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護され、万一の場合には、同法第59条の規定に基づき還付を受けることができます。</p>	<p>いて、資金決済法に基づく保全措置を講じております。会員の現金バリューは、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護され、万一の場合には、同法第59条の規定に基づき還付を受けることができます。</p>	<p>全契約を追加したため追記した</p>
<p>第27条～第28条（記載省略）</p>	<p>第28条～第29条（現行どおり）</p>	<p>条数繰下げ</p>
<p>第29条（資金移動サービスの利用可能限度額）</p> <p>1. 当社は、資金移動サービスにおける現金バリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます。）を設定します。</p>	<p>第30条（資金移動サービスの利用可能限度額）</p> <p>1. 当社は、資金移動サービスにおける現金バリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます。）を設定します。<u>なお当社は、会員のご利用状況に応じて限度額を制限する場合がございます。</u></p>	<p>条数繰下げ 会員保護のため利用状況に応じ限度額を制限する場合がありますため新設</p>
<p>(1)～(3) (記載省略)</p>	<p>(1)～(3) (現行どおり)</p>	
<p>2. 第1項第1号の限度額は、第22条第1項第1号に定めるプリペイドバリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>2. 第1項第1号の限度額は、第23条第1項第1号に定めるプリペイドバリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。</p>	<p>条数繰下げに伴う修正</p>
<p>第30条（現金バリューによるカード決済）</p> <p>1. 会員が第24条第1項に従いカード決済を行った場合、当社は、同条第3項に基づき当該会員のプリペイドバリューの利用可能残高から当該カード決済にかかる金額を減算し、これがカード決済にかかる金額の全額に満たないときに、当該会員の現金バリューの利用可能残高から不足するカード決済額を減算します。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第31条（現金バリューによるカード決済）</p> <p>1. 会員が第25条第1項に従いカード決済を行った場合、当社は、同条第3項に基づき当該会員のプリペイドバリューの利用可能残高から当該カード決済にかかる金額を減算し、これがカード決済にかかる金額の全額に満たないときに、当該会員の現金バリューの利用可能残高から不足するカード決済額を減算します。</p> <p>2. (現行どおり)</p>	<p>条数繰下げ 条数繰下げに伴う修正</p>
<p>第31条～第32条（記載省略）</p>	<p>第32条～第33条（現行どおり）</p>	<p>条数繰下げ</p>
<p>第33条（現金バリューの払戻し、残高移行）</p> <p>1. 本カードの有効期限にかかわらず、会員は、当社所定の手続きを行うことで、未使用の現金バリューの払戻し、<u>または新カードへの残高移行を行うことができます。</u></p> <p>2～3. (記載省略)</p> <p>4. 会員は、第1項のほか、次の各号のいずれか</p>	<p>第34条（現金バリューの払戻し、残高移行）</p> <p>1. 本カードの有効期限にかかわらず、会員は、当社所定の手続きを行うことで、未使用の現金バリューの払戻しを行うことができます。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>4. 会員は、第1項のほか、次の各号のいずれか</p>	<p>条数繰下げ 第5項へ移行 時効の起算</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>の場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができますものとします。ただし、<u>有効期限の到来、会員資格喪失または本カードの利用停止等から10年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めすることはできないものとします。</u>なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p>	<p>の場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができますものとします。ただし、<u>最後に利用可能残高が変動した日から10年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めすることはできないものとします。</u>なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。</p>	<p>点を最終利用日から10年とするため修正</p>
<p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 第15条の規定に基づき会員資格喪失をした場合</p>	<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 第16条の規定に基づき会員資格喪失をした場合</p>	<p>条数繰下げに伴う修正</p>
<p>(3) 第17条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合</p>	<p>(3) 第18条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合</p>	<p>同上</p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>新カードが発行された時点で旧カードに現金バリューの利用可能残高がある場合、利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u></p>	<p>第1項の規定を移行</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>【ソフトバンクカード会員WEBサイト・会員アプリサービス】</u></p>	<p>会員WEBサイト同意条項および会員アプリ規約と会員規約を統合したことに伴う、当該同意条項にあった規定を移行</p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 (利用登録)</p> <p>1. <u>ソフトバンクの回線契約に基づき、マイソフトバンクの利用ができる会員については、マイソフトバンク ID/パスワードを使用して、当社所定の会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。ただし、マイソフトバンクの利用ができない会員については、当社独自の ID/パスワード (マイソフトバンク ID/パスワードおよび当社所定の ID/パスワードを合わせ以下「ID等」という) を登録し、会員サイトまたは会員アプリへログインできるものとします。</u></p> <p>2. <u>会員サイト、本アプリ利用に関わる通信料、接続料等は、会員が負担するものとします。</u></p> <p>3. <u>会員アプリは、iPhone または、Android 端末を使用している会員のみ利用することができるものとします。なお一部の端末・利用環境によってはご利用いただけない場合があるものとします。</u></p> <p>4. <u>会員サイトおよび会員アプリは本規約等をよくお読みいただき、同意 (留保や条件などをつけてご利用いただくことはできません) のうえ利用するものとします。</u></p>	<p>会員WEBサイト同意条項および会員アプリ規約と会員規約を統合したことに伴う、当該同意条項にあった規定を移行</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
(新設)	<p><u>第 36 条 (ID の管理)</u></p> <p>1. <u>会員は、ID 等を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、いかなる理由であっても ID 等を第三者に使用させてはならないものとします。</u></p> <p>2. <u>会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより、当該カード会員に損害が生じた場合当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社がカード会員に責がないと認めた場合を除きます。</u></p> <p>3. <u>会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより当社または他の第三者に損害を与えた場合、その損害につき賠償責任を負うものとします。</u></p>	同上
(新設)	<p><u>第 37 条 (一時停止、中止)</u></p> <p><u>当社は、システムメンテナンス、天災・災害による装置の故障、その他当社が必要と判断した場合、予告なく会員サイトおよび会員アプリを一時停止・中止する場合があります。この場合、会員サイトおよび会員アプリの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除くものとします。</u></p>	同上
(新設)	<p><u>第 38 条 (使用許諾)</u></p> <p><u>当社は、本規約に同意した会員に対し、お客様の使用する対象端末上においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の会員サイトおよび会員アプリの使用を許諾するものとします。</u></p>	同上
(新設)	<p><u>第 39 条 (会員情報の取得等)</u></p> <p>1. <u>会員は、当社が会員アプリにて、以下に定める会員情報を取得することに同意するものとします。</u></p> <p>(1) <u>会員が利用する端末の位置情報 (利用目的)</u></p> <p>(ア) <u>現在位置を活用した機能の実現のため</u></p> <p>(イ) <u>各種の情報、広告およびクーポン等の配信のため</u></p> <p>(ウ) <u>利用状況の調査および分析のため</u></p> <p>(2) <u>会員アプリの利用履歴・操作履歴 (利用目的)</u></p> <p>(ア) <u>各種の情報、広告およびクーポン等の配信のため</u></p> <p>(イ) <u>利用状況の調査および分析のため</u></p> <p>2. <u>前項の定めのほか、当社は「ソフトバンクカ</u></p>	同上

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
(新設)	<p><u>ードにおける個人情報の取扱い」に基づいて 会員の個人情報等を取り扱うものとします。</u></p> <p>第40条（利用上の注意点）</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>ソフトバンク回線契約者は、モバイルデータ 通信を利用することにより、ID等を入力する ことなく会員サイトまたは会員アプリにログ インすることができるものとします。</u> <u>会員は、会員サイトをご利用いただいている 端末、会員アプリをダウンロードした端末が 第三者に渡った場合、利用履歴情報等が外部 に漏えいする等、会員に損害が発生する可能 性があることを理解し、会員サイトまたは会 員アプリ利用にあたっては、端末を厳重に管 理するものとします。</u> <u>会員アプリの一部機能については、会員が利 用する端末のパスコード（またはTouchID等） もしくはソフトバンクカードに設定した暗証 番号が必要となるものとします。会員は、必 ず端末のパスコード（またはTouchID等）も しくはソフトバンクカードの暗証番号を設定 のうえ、会員アプリを利用するものとします。</u> <u>会員アプリは、会員サイトの各種サービスへ のリンクを提供するものとします。各リンク から Webview またはブラウザにより会員サイ トの Web ページに遷移する場合があるもの とします。</u> <u>会員は、会員サイトをご利用している端末、 会員アプリをダウンロードした端末の紛失・ 盗難には十分注意するものとします。なお、 会員は、会員サイトをご利用している端末、 会員アプリをダウンロードした端末の紛失・ 盗難が発生した場合、直ちに当社まで連絡す るものとします。この連絡が直ちにされなか ったことで会員に生じた損害については会員 自身の負担とします。</u> <u>会員は、会員サイトをご利用している端末、 会員アプリをダウンロードした端末の変更、 売却を行う際は、必ず cookie および会員アプ リを事前に削除するものとします。</u> <u>会員は、当社または関係官庁等が提供する情 報を参考にして、自己の利用環境に応じ、ウ イルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩 の防止等の適切な情報セキュリティを保持す るものとします。</u> <u>会員は、会員サイトまたは会員アプリの使用 （会員アプリのダウンロードを含みます）に 必要となる通信機器、ソフトウェア、通信回</u> 	同上

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
	<p><u>線その他の環境を、会員の責任と負担において準備するものとします。</u></p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第41条 (権利帰属)</u> <u>会員サイトおよび会員アプリに関する知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属するものとします。会員は、会員サイトおよび会員アプリに関する知的財産権を取得するものではないものとします。</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第42条 (免責)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、会員サイト、会員アプリについて、現状有姿の内容のものを提供するものとし、会員に対し、いかなる利用環境の下でも正常に作動することや全ての機能が作動することの保証しないものとします。</u> 2. <u>当社は、会員サイトまたは会員アプリに掲載される全ての情報、その他のコンテンツについて、法令により求められている場合を除き、その完全性、正確性、適用性、有用性について一切保証しないものとします。</u> 3. <u>会員は、会員の使用環境や、GPS 衛星の状態により位置が正しく表示されないことがあることをあらかじめ承諾し、会員アプリを利用するものとします。会員が使用する端末および設定によっては、会員アプリのうち、会員の位置情報を必要とするサービスを利用できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。なお、当社は、位置情報の精度に起因する情報内容の誤差に関して、一切責任を負わないものとします。</u> 	<p>同上</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第43条 (禁止事項)</u> <u>会員は、会員サイトまたは会員アプリを利用するにあたり、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会員の個人的利用を超えて、商業・営利目的などに使用する行為</u> (2) <u>会員サイトまたは会員アプリの一部を会員個人のプログラムに組み込み、または結合することを目的としたコンパイル等一切の行為</u> (3) <u>会員サイトまたは会員アプリの全部または一部を改変、改ざんする行為</u> (4) <u>会員サイトまたは会員アプリを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、その他同アプリのソースコード、アイデア等を解析または分析等する行為</u> 	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>(新設)</p>	<p>(5) <u>会員サイトまたは会員アプリを、複製、頒布、公衆送信、翻訳、翻案、譲渡、貸与、使用再許諾などとする行為</u></p> <p>(6) <u>会員サイトまたは会員アプリに組み込まれているセキュリティ機能を害する行為</u></p> <p>(7) <u>会員サイトまたは会員アプリに付された著作権表示およびその他の権利表示を除去または変更する行為</u></p> <p>(8) <u>当社若しくはその役員・従業員または当社提供のサービス、当社の取引先企業または第三者を誹謗中傷するもの、卑俗なもの、差別的表現にあたるもの、第三者の知的財産権を侵害する行為、その他違法、不当な情報等を当社に提供する行為</u></p> <p>(9) <u>会員サイトまたは会員アプリ、第三者の情報端末、通信機器等の機能を害するように設計されたコンピューターウイルス、マルウェア等のプログラムを含む情報等を送信する行為</u></p> <p>(10) <u>法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為</u></p> <p>(11) <u>公序良俗に反する行為</u></p> <p>(12) <u>他の会員の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為</u></p> <p>(13) <u>他の会員の ID 等を利用する行為</u></p> <p>(14) <u>会員サイトまたは会員アプリの運営を妨害するおそれのある行為</u></p> <p>(15) <u>会員サイトまたは会員アプリのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p>(16) <u>当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為</u></p> <p>(17) <u>当社または第三者に成りすます行為</u></p> <p>(18) <u>第三者による前各号の行為を援助または推奨する行為</u></p> <p>(19) <u>その他本規約に反する、会員サイトまたは会員アプリを違法または不当な目的、態様で使用する一切の行為</u></p> <p><u>第 44 条 (利用の終了等)</u></p> <p>1. <u>会員は、会員アプリを使用する端末にインストールされている会員アプリの全てのコピーをアンインストールまたは削除することで、いつでもその利用を終了することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>会員が本規約に違反した場合には、当社から</u></p>	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>【一般条項】 第 34 条～第 35 条（記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>の通知なく、本規約に基づく会員の権利は自動的に消滅するものとし、会員は会員アプリの一切の使用を中断すると共に同アプリの全てのコピーを削除するものとします。この場合、当社はいつでも会員への通知なく直ちに会員による会員アプリへのアクセスを無効にする権限を有するものとします。また、当社は会員の会員アプリを使用する権利を終了させる権利を有し、この場合には、同アプリが操作不可能となるよう同アプリを改変する権利を有します。当社は、これらの権利を行使したことにより会員に損害が発生した場合であっても一切これを賠償する責を負わないものとします。</u></p> <p>3. <u>前項のほか、本規約に反した会員に対しては、当社は本規約に定める処置をとることに加え、当社が提供する一切のサービスから排除し、今後の当社との取引一切を禁止するなどの措置をとることができるものとします。</u></p> <p>4. <u>当社が、会員に対し、本規約に定める処置を直ちに取らずに、本規約を遵守するよう要求したり、または本規約に基づく権利の行使をしなかった場合であっても、それは本規約に基づく権利を放棄しまたは行使の猶予をすることを意味するものではないものとします。</u></p> <p>5. <u>当社は、当社の都合により、会員サイトまたは会員アプリの提供を終了することができるものとします。当社が、会員サイトまたは会員アプリの提供を終了する場合、当社は、会員に対し、事前に通知するものとします。なお、当社は、本項に基づき行った措置により会員に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>【一般条項】 第 45 条～第 46 条（現行どおり）</p> <p>第 47 条（損害賠償）</p> <p>1. <u>会員は、本規約への違反その他自己の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、当社または第三者に対し、当該損害を賠償するものとします。</u></p> <p>2. <u>当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</u></p>	<p>条数繰下げ</p> <p>会員 WEB サイト同意条項および会員アプリ規約と会員規約を統合したことに伴う、当該同意条項にあった規定を移行</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>第 36 条～第 39 条（記載省略）</p> <p>以上 （2015 年 3 月 1 日制定） （2015 年 5 月 12 日制定） （2015 年 7 月 1 日改定実施） （2016 年 7 月 1 日改定実施） （2016 年 9 月 29 日改定実施） （2017 年 2 月 1 日改定実施） （2017 年 10 月 3 日改定実施） （2018 年 2 月 26 日改定実施） （2019 年 1 月 1 日改定実施） （2019 年 5 月 15 日改定実施） （2019 年 9 月 1 日改定実施） （新設）</p> <p><問い合わせ> （記載省略）</p> <p><苦情等対応> （記載省略）</p> <p>ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い （収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意 条項 （記載省略）</p> <p><u>ソフトバンクカード会員 WEB サイト同意条項</u></p> <p><u>第 1 条（適用）</u> 1. <u>本同意条項は、ソフトバンクカード会員専用 Web サイト（以下、「会員サイト」といいます） の利用について定めたものです。</u> 2. <u>本同意条項は、ソフトバンクカード会員規約 （以下、「会員規約」といいます）の一部を構 成するものとし、本同意条項に記載する語句の 定義は、特段の定めがない限りソフトバンクカ ード会員規約の定めによるものとします。</u></p> <p><u>第 2 条（利用登録）</u> <u>ソフトバンク株式会社の回線契約に基づき、マイ ソフトバンクの利用ができる会員については、マ イソフトバンク ID/パスワードを使用して、会員 サイトへログインできるものとします。</u> <u>ただし、マイソフトバンクの利用ができない会員</u></p>	<p>第 47 条～第 51 条（現行どおり）</p> <p>以上 （2015 年 3 月 1 日制定） （2015 年 5 月 12 日改定） （2015 年 7 月 1 日改定） （2016 年 7 月 1 日改定） （2016 年 9 月 29 日改定） （2017 年 2 月 1 日改定） （2017 年 10 月 3 日改定） （2018 年 2 月 26 日改定） （2019 年 1 月 1 日改定） （2019 年 5 月 15 日改定） （2019 年 9 月 1 日改定） <u>（2020 年 1 月 27 日改定）</u></p> <p><問い合わせ> （現行どおり）</p> <p><苦情等対応> （現行どおり）</p> <p>ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い （収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意 条項 （現行どおり）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>条数繰下げ</p> <p>改定日を新 設</p> <p>会員 WEB サイ ト同意条項 を会員規約 に統合した ため削除</p> <p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>については、当社独自の ID/パスワード (マイソフトバンク ID/パスワードおよび当社独自の ID/パスワードを合わせ以下「ID 等」という) を登録し、会員サイトへログインできるものとします。</p> <p><u>第 3 条 (ID の管理)</u></p> <p>1. <u>会員は、ID 等を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、いかなる理由であっても ID 等を第三者に使用させてはならないものとします。</u></p> <p>2. <u>会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより、当該カード会員に損害が生じた場合当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社がカード会員に責がないと認めた場合を除きます。</u></p> <p>3. <u>会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより当社または他の第三者に損害を与えた場合、その損害につき賠償責任を負うものとします。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p><u>第 4 条 (SMS/メールの送信)</u></p> <p>1. <u>ソフトバンクカードの申込時に、特定電子メール配信同意 (兼 金融商品勧誘の同意) を取得している会員については、当社の判断により、会員が登録・変更した携帯メール (SMS) または電子メールアドレス等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだ SMS/メール (その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ。) を送信することがあります。なお、特定電子メール配信同意 (兼 金融商品勧誘の同意) を行った会員が配信停止を希望される場合は、会員ご自身で当社が別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。</u></p> <p>2. <u>前項の定めに関わらず、サービス提供上必要な内容を含む SMS/メールについては全ての会員に送信できるものとします。</u></p> <p>3. <u>会員サイトの利用および会員規約に基づく会員に対する通知は、当社に登録されている SMS/メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第 5 条 (一時停止、中止)</u></p> <p><u>当社は、システムメンテナンス、天災・災害による装置の故障、その他当社が必要と判断した場合、予告なく会員サイトを一時停止・中止する場合があります。会員サイトの一時停止または中止</u></p>		<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p><u>に起因して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u> <u>(2015年3月1日制定)</u> <u>(2015年7月1日制定)</u> <u>(2015年9月1日改定実施)</u></p>		
<p><u>ソフトバンクカード会員アプリ利用規約</u></p>	<u>(削除)</u>	同上
<p><u>第1条 (適用)</u> 本利用規約は、ソフトバンクカード会員専用会員アプリ（以下、「会員アプリ」といいます）の利用について定めたものです。 本利用規約項は、ソフトバンクカード会員規約（以下、「会員規約」といいます）の一部を構成するものとし、本利用規約の内容と会員規約の内容とが異なる場合、本利用規約が優先して適用されます。</p>	<u>(削除)</u>	同上
<p><u>第2条 (定義)</u> 本利用規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。なお、その他本利用規約に記載する語句の定義は、会員規約の定めによるものとします。</p> <p>1. 「本利用規約等」とは、本利用規約、会員規約および当社プライバシーポリシーを意味します。</p> <p>2. 「登録ユーザー」とは、第4条（利用登録）に基づいて会員アプリをダウンロード（再ダウンロードも含みます。以下同じとします）した会員を意味します。</p> <p>3. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得しまたは登録等を出願する権利、その他のノウハウおよび技術情報等を意味します。</p>	<u>(削除)</u>	同上
<p><u>第3条 (使用許諾)</u> 当社は、本利用規約等に同意した登録ユーザーに対し、会員アプリを対応端末にインストールし使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の会員アプリの使用を許諾します。</p>	<u>(削除)</u>	同上
<p><u>第4条 (利用登録)</u></p> <p>1. <u>会員アプリは、App Store または Google Play からダウンロードしてください。ダウンロードおよび会員アプリの利用等にかかる通信料は、会員が負担するものとします。</u></p>	<u>(削除)</u>	同上

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>2. <u>会員アプリは、ソフトバンク株式会社の回線契約者であり、かつ iPhone (iPhone5s/ios8以降のみ対応) または、Android 端末 (Android 4.4 以降の端末のみ対応) を使用している会員のみ利用できます。</u></p> <p>3. <u>登録を希望する会員は、会員アプリをダウンロードする前に、本利用規約等をよくお読みいただき、同意いただいたうえで会員アプリをダウンロードし、ご利用ください。なお、登録を希望する会員が会員アプリをダウンロードした時点をもって、本規約等の全てに無条件 (留保や条件などをつけてご利用いただくことはできません) で同意したこととなります。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第5条 (ID の管理)</u></p> <p>1. <u>会員アプリは、ソフトバンク株式会社の回線契約に基づいてマイソフトバンクの利用ができる会員が、マイソフトバンク ID/パスワード (以下、「ID 等」といいます) を使用してログインできるものとします。なお、マイソフトバンクの利用ができない会員は、会員アプリを利用できません。</u></p> <p>2. <u>登録ユーザーは、ID 等を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、いかなる理由であっても ID 等を第三者に使用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u></p> <p>3. <u>登録ユーザーは、ID 等が第三者に使用されたことにより、当該登録ユーザーに損害が生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社が登録ユーザーに責がないと認めた場合を除きます。</u></p> <p>4. <u>登録ユーザーは、ID 等が第三者に使用されたことにより当社または他の第三者に損害を与えた場合、その損害につき賠償責任を負うものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第6条 (SMS/メール/Push 通知の送信)</u></p> <p>1. <u>ソフトバンクカードの申込時に、特定電子メール配信同意 (兼 金融商品勧誘の同意) を取得している登録ユーザーについては、当社の判断により、登録ユーザーが登録・変更した携帯メール (SMS) または電子メールアドレス、会員アプリ等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだ SMS/メール/Push 通知 (その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ。) を送信することがあります。なお、</u></p>		<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p><u>特定電子メール配信同意（兼 金融商品勧誘の同意）を行った登録ユーザー会員が配信停止を希望される場合は、登録ユーザーご自身で当社が別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。</u></p> <p>2. <u>前項の定めに関わらず、当社は、サービス提供上必要な内容を含む SMS/メール/Push 通知については全ての登録ユーザーに送信できるものとします。</u></p> <p>3. <u>会員アプリの利用および会員規約に基づく登録ユーザーに対する通知は、当社に登録されている SMS/メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。</u></p> <p><u>第7条（利用者情報の取得等）</u></p> <p>1. <u>登録ユーザーは、当社が会員アプリにて、以下に定める利用者情報を取得することに同意します。</u></p> <p><u>(1) 端末の位置情報</u> <u>(利用目的)</u></p> <p><u>イ) 現在位置を活用した機能の実現のため</u> <u>ロ) 各種の情報、広告およびクーポン等の配信のため</u> <u>ハ) 利用状況の調査および分析のため</u></p> <p><u>(2) 会員アプリの利用履歴・操作履歴</u> <u>(利用目的)</u></p> <p><u>イ) 各種の情報、広告およびクーポン等の配信のため</u> <u>ロ) 利用状況の調査および分析のため</u></p> <p>2. <u>前項の定めのほか、当社は「ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い」に基づいて会員の個人情報等を取り扱うものとします。</u></p> <p><u>第8条（会員アプリ利用上の注意点）</u></p> <p>1. <u>Wi-Fi 接続時は、会員アプリへのログインができないため、登録ユーザーは、会員アプリにログインする際には必ず Wi-Fi をオフにし、モバイルデータ通信を利用するものとします。</u></p> <p>2. <u>登録ユーザーは、モバイルデータ通信を利用することにより、ID 等を入力することなく会員アプリにログインすることができます。その場合、会員アプリをダウンロードした端末が第三者に渡った場合、会員アプリにより利用履歴情報等が外部に漏えいする等、登録ユーザーに損害が発生する可能性があります。登録ユーザーは、会員アプリ利用にあたっては、端末を厳重に管理するものとします。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>3. <u>会員アプリの一部機能については、端末のパスコード（またはTouchID）もしくはソフトバンクカードに設定した暗証番号が必要となります。登録ユーザーは、必ず端末のパスコード（またはTouchID）もしくはソフトバンクカードの暗証番号を設定のうえ、会員アプリを利用するものとします。</u></p> <p>4. <u>会員アプリは、会員サイトの各種サービスへのリンクを提供しています。各リンクからWebview またはブラウザにより会員サイトのWeb ページに遷移する場合があります。</u></p> <p>5. <u>登録ユーザーは、会員アプリをダウンロードした端末の紛失・盗難には十分注意するものとします。なお、登録ユーザーは、会員アプリをダウンロードした端末の紛失・盗難が発生した場合、直ちにソフトバンク株式会社に連絡のうえ、通信等の利用停止手続きを行うものとします。</u></p> <p>6. <u>登録ユーザーは、会員アプリをダウンロードした端末の変更、売却およびソフトバンク株式会社との回線契約解除等を行う際は、必ず会員アプリを事前に削除するものとします。</u></p> <p>7. <u>登録ユーザーは、会員アプリに掲載されるキャンペーン等の内容や特典が、Apple Inc.、Apple Japan Inc.（アップルジャパン株式会社）、Google Inc.、Google Japan Inc. (Google 株式会社)によるものではなく、その実施について一切関係がないことをあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>8. <u>登録ユーザーは、当社または関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等の適切な情報セキュリティを保持するものとします。</u></p> <p>9. <u>登録ユーザーは、会員アプリの使用（会員アプリのダウンロードを含みます）に必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線その他の環境を、登録ユーザーの責任と負担において準備するものとします。</u></p>		
<p><u>第9条（権利帰属）</u> <u>会員アプリに関する知的財産権は、当社または正当な権利を有する第三者に帰属します。登録ユーザーは、会員アプリに関する知的財産権を取得するものではありません。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>第10条（本利用規約等の変更）</u> <u>当社は本利用規約等を変更することがあり、変更</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p><u>した場合は常に変更後の本利用規約等が適用されます。その際、当社は、当社ホームページ上の告知または当社所定の方法による告知を行います。なお、変更内容告知後、登録ユーザーが会員アプリを利用した場合には、本利用規約等の変更</u> <u>に同意したものとみなします。</u></p> <p><u>第11条（免責）</u></p> <p>1. <u>当社は、会員アプリについて、登録ユーザーが会員アプリをダウンロードした時点における現状有姿の内容のものを提供するもので、登録ユーザーに対し、いかなる利用環境の下でも正常に作動することや全ての機能が作動することの保証はいたしません。</u></p> <p>2. <u>当社は、会員アプリに掲載される全ての情報、その他のコンテンツについて、法令により求められている場合を除き、その完全性、正確性、適用性、有用性について一切保証しません。</u></p> <p>3. <u>登録ユーザーの使用環境や、GPS 衛星の状態により位置が正しく表示されない場合がありますので、あらかじめご了解のうえでご利用ください。登録ユーザーがお使いの端末および設定によっては、会員アプリのうち、登録ユーザーの位置情報を必要とするサービスをご利用頂けない場合がございます。なお、当社は、位置情報の精度に起因する情報内容の誤差に関して、一切責任を負わないものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第12条（禁止事項）</u></p> <p><u>登録ユーザーは、会員アプリを利用するにあたり、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとします。</u></p> <p>1. <u>登録ユーザーの個人的利用を超えて、同アプリを商業・営利目的などに使用する行為</u></p> <p>2. <u>会員アプリの一部を登録ユーザー個人のプログラムに組み込み、または結合することを目的としたコンパイル等一切の行為</u></p> <p>3. <u>会員アプリの全部または一部を改変、改ざんする行為</u></p> <p>4. <u>会員アプリを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングし、その他同アプリのソースコード、アイデア等を解析または分析等する行為</u></p> <p>5. <u>会員アプリを、複製、頒布、公衆送信、翻訳、翻案、譲渡、貸与、使用再許諾などとする行為</u></p> <p>6. <u>会員アプリに組み込まれているセキュリティ機能を害する行為</u></p> <p>7. <u>会員アプリに付された著作権表示およびその</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>他の権利表示を除去または変更する行為</p> <p>8. <u>当社若しくはその役員・従業員または当社提供のサービス、当社の取引先企業または第三者を誹謗中傷するもの、卑俗なもの、差別的表現にあたるもの、第三者の知的財産権を侵害する行為、その他違法、不当な情報等を当社に提供する行為</u></p> <p>9. <u>会員アプリまたは第三者の情報端末、通信機器等の機能を害するように設計されたコンピューターウイルス、マルウェア等のプログラムを含む情報等を送信する行為</u></p> <p>10. <u>法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為</u></p> <p>11. <u>公序良俗に反する行為</u></p> <p>12. <u>他の登録ユーザーの個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為</u></p> <p>13. <u>他の登録ユーザーの ID 等を利用する行為</u></p> <p>14. <u>会員アプリの運営を妨害するおそれのある行為</u></p> <p>15. <u>会員アプリのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p>16. <u>当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為</u></p> <p>17. <u>当社または第三者に成りすます行為</u></p> <p>18. <u>第三者による前各号の行為を援助または推奨する行為</u></p> <p>19. <u>その他本利用規約等に反するか会員アプリを違法または不当な目的、態様で使用する一切の行為</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第 13 条 (一時停止、中止)</u></p> <p><u>当社は、システムメンテナンス、天災・災害による装置の故障、その他当社が必要と判断した場合、予告なく会員アプリを一時停止・中止する場合があります。会員アプリの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除きます。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第 14 条 (会員アプリの内容の変更等)</u></p> <p>1. <u>当社は、登録ユーザーの事前の承諾を得ることなく、いつでも会員アプリの内容の全部または一部を変更、追加改良できるものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、事前の予告なく、本アプリの提供、アップデートを終了する場合があります。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案 (削除)	改定事由
<p><u>第 15 条 (利用の終了等)</u></p> <p>1. <u>登録ユーザーは、自身の対応端末にインストールされている会員アプリの全てのコピーをアンインストールまたは削除することで、いつでもその利用を終了することができます。</u></p> <p>2. <u>登録ユーザーが本利用規約等に違反した場合には、当社からの通知なく、本利用規約等に基づく登録ユーザーの権利は自動的に消滅するものとし、登録ユーザーは会員アプリの一切の使用を中断すると共に同アプリの全てのコピーを削除するものとします。この場合、当社はいつでも登録ユーザーへの通知なく直ちに登録ユーザーによる会員アプリへのアクセスを無効にする権限を有します。また、当社は登録ユーザーの会員アプリを使用する権利を終了させる権利を有し、この場合には、同アプリが操作不可能となるよう同アプリを改変する権利を有します。当社は、これらの権利を行使したことにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても一切これを賠償する責を負いません。</u></p> <p>3. <u>前項のほか、本利用規約等に反した登録ユーザーに対しては、当社は本利用規約等に定める処置をとることに加え、登録ユーザーを会員アプリおよび当社が主宰または提供する一切のサービスおよび会員資格から排除し、今後の当社との取引一切を禁止するなどの措置をとることができ、更に、以上に関しての当社に生じた費用と損害を登録ユーザーに賠償して戴くこととなります。</u></p> <p>4. <u>当社が、登録ユーザーに対し、本利用規約等に定める処置を直ちに取らずに、本利用規約等を遵守するよう要求したりまたは本利用規約等に基づく権利の行使をしなかった場合であっても、本利用規約等に基づく権利を放棄しまたは行使の猶予をすることを、何ら意味するものではありません。</u></p> <p>5. <u>当社は、当社の都合により、会員アプリの提供を終了することができます。当社が、会員アプリの提供を終了する場合、当社は、登録ユーザーに、事前に、通知するものとします。なお、本項に基づき行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害については、一切の責任を負いません。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第 16 条 (分離可能性)</u></p> <p>本利用規約のいずれかの条項またはその一部が、</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p><u>消費者契約法その他の法令に等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該部分は他の部分から分離可能なものと解釈され、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残り部分は、継続して効力を有し、強制力には影響しないものとしします。</u></p> <p><u>第 17 条（損害賠償）</u></p> <p>1. <u>登録ユーザーは、本利用規約等への違反その他自己の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、当社または第三者に対し、当該損害を賠償するものとしします。</u></p> <p>2. <u>当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2016 年 10 月 25 日制定実施)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2017 年 6 月 30 日改定)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2017 年 10 月 12 日改定)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>同上</p>

以上